

# 基礎研 レポート

## 消費増税における延期判断の適否 ～EBPM サイクルと弾力条項の必要性～

大阪経済大学経済学部教授ニッセイ基礎研究所客員研究員 小巻 泰之

### 1—はじめに

EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) の重要性は広く認識されている。政府では「統計改革推進会議 最終取りまとめ」(2017年5月19日統計改革推進会議決定)等を踏まえ EBPM の推進に取り組んでいる。この中で「評価こそが EBPM の中核に位置する」(総務省(2017))と指摘しているように、政策効果を評価し、その評価の結果を当該政策に適切に反映する必要がある。

ここにきて三たび消費増税の延期論が示された。このように延期論が出てくるのは、過去の消費増税により急激かつ持続的な経済活動の悪化を引き起こしてきたことから、消費税延期の誘因が高いのではなかろうか。しかしながら、消費増税は今後も見込まれており、このような消費税アレルギーともいべき状況を改善することが必要であろう。この点において、過去の消費増税及び2回の延期判断の適否を検証することが必要である<sup>1</sup>。本論では、過去2回の消費増税の延期判断に関して、以下の3点を考慮して検討を進める。

第1に、過去2回の延期判断について、弾力条項の判断基準を用いて検証する。弾力条項とは経済活動の急激な悪化や大災害など特別な状況下で、法の適用を一時停止する旨を定めた条項のことである。ここでは財政政策に関する弾力条項をもとに、弾力条項で規定された経済統計の数値目標と比較して、当時の延期判断が適切なものであったのかを検討する。

第2に、消費増税に関する Counterfactual 分析を行う。これは、仮に消費税が当初の予定通りに実施されていたとすれば、どのような経済パスを描くのかについて比較検討するものである。ここでは、内閣府のマクロ計量モデル(2018年度版)を用いて確認する。なお、ここでの分析は静学的なものであり、今次の消費税の変更に伴う軽減税率の効果、消費等の財政面でのサポート策の効果などを考慮していない。また、延期公表によるアナウンスメント効果(Cashin and Unayama[2016])、財政赤

<sup>1</sup> 2014年4月の消費増税の評価については、内閣府「年次経済財政報告」の2014年度版、2015年度版及び2016年度版で増税後の景気への影響について定量的かつ詳細に分析されている。しかしながら、消費増税延期後に公表された2015年度版及び2016年度版では、延期についての表記はあるものの、延期判断による経済効果などの評価は見当たらない。

字削減スケジュールの遅れによる非ケインズ効果（竹田・小巻・矢嶋[2005]）等も考慮していない。

第3に、GDP統計の指標としての適否を検討する。小巻（2019）ではリアルタイムベースでGDP、日銀短観、景気動向指数と景気後退期との対応関係を確認した。実際の政策判断に利用されるのは速報だからである。ここでは改定後のデータについても景気後退期との関係について検証する。GDP統計は従来から速報と確報との乖離が大きいとされてきた。現在、統計委員会でGDP速報と確報のシームレス化を含むGDP統計の抜本的な改善作業が実施されている。そこで、確報と後退期との関係を確認する。

以下では、第2節で例外条項の事例を整理した上で、第3節で日本における消費増税延期を巡る経済状況について弾力条項をもとに延期判断の適否を確認する。第4節ではCounterfactual分析として仮に消費増税が延期されなかった場合の経済推移について推計する。第5節でGDP成長率（確報）が経済状況を適切に把握できるのかについて検証する。最後に、第6節で今後の課題を検討する。

## 2——弾力条項の状況

弾力条項（Flexibility Clause）あるいは例外条項（Escape Clause）とは、経済的なショックなどによる経済活動の急激な悪化や大災害など特別な状況下で、法の適用を一時停止する旨を定めた条項で、いくつかの国・地域で採用されている。ここでは消費税を含め、財政政策に関する弾力条項について整理する。

### 2.1 消費税における弾力条項（判断基準が不明瞭な弾力条項）

消費税の場合、「社会保障と税の一体改革関連法」（2012年成立）の付則第18条が弾力条項に該当する。同項の第3項では「経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と規定されている。ただし、同項では判断根拠となる統計データ及び数値目標は明示的ではなく、具体的にどのように判断するかも示されていない。

その後、2014年11月の増税延期後の法改正により付則第18条は削除され、現在は消費税の変更に関する弾力条項は組み込まれていない。

### 2.2 判断基準が明示された弾力条項

#### 2.2.1 EMU (European Economic and Monetary Union: 欧州経済通貨統合) の場合

EMUの参加国には財政政策上の制約が安定成長協定（1997年制定）で規定されている。同協定ではEMU参加国の一般政府財政赤字対名目GDP比を3%以下に維持することが求められ、違反した場合には一定額の供託金の支払いが求められる。ただし、この協定では「深刻な不況（severe economic downturn）」には罰金を課さない弾力条項が設定されている。

具体的には、first release（リアルタイム）ベースの数値を基準に

- ① 当該国の実質 GDP 成長率が年率マイナス 2%以下の場合には一時的に 3%を超えてもペナルティは課せられない
- ② 実質 GDP 成長率がマイナス 0.75%からマイナス 2%の場合には EU 経済財務相理事会 (ECOFIN) がペナルティの是非を個別に判断する

と定められている<sup>2</sup>。

その後、2005 年に安定成長協定の見直しが行われた。従前の一般政府財政赤字 GDP 比 3%以内と一般政府債務残高 GDP 比 60%以内の財政基準の維持を改めて堅持しつつも、過剰財政赤字是正手続の基準を緩和された。これまで「深刻な不況期」は原則として経済成長率がマイナス 2%を超えた場合に限定されていたが、

- ① 成長率がマイナス
- ② 潜在成長率を下回る状況が長引く場合

に拡大されている。

### 2.2.2 財政構造改革法における弾力条項

1997 年 11 月に成立した「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（「財革法」）が成立した。同法では、EMU のにおける安定成長協定での基準と同様に、2003 年度までのできるだけ早期に国及び地方の財政赤字対 GDP 比を 3%以下にするとの財政再建目標が盛り込まれた。しかし、当初の法令には弾力条項が含まれていなかった。

98 年度当初予算は同法にしたがって緊縮的に編成された。当時は 97 年 4 月の消費増税を含む種々の財政政策の変更などから経済活動が悪化傾向にあった。さらに、アジア通貨危機が加わり、景気後退が明確になった。しかし、弾力条項がないことから、当初予算は緊縮的なまま実施されることになった。その後、景気悪化が深刻化したことから 98 年 5 月に弾力条項が設けられた。ここでは「著しく異常かつ非常災害の発生又は、経済活動の著しい停滞」の場合、特例公債の発行額の縮減規定を一時的に停止（弾力化）できるとされ、「経済活動の著しい停滞」は実質 GDP（四半期速報）が判断基準として採用されている。具体的には、

- ① 直近の 2 四半期連続で実質 GDP 成長率（前期比年率）が 1%未満の場合
- ② 直近の 1 四半期の実質 GDP 成長率が 1%未満であって、かつ当該四半期後の消費・設備投資・雇用の指標が著しく低調な場合
- ③ 直近の実質 GDP 成長率は、①及び②のような状態にはないが、予見できない内外の経済シヨ

<sup>2</sup> Balassone, Franco and Zotteri(2007)は財政基準の評価が財政変数の first release で判断されることから財政赤字や債務残高を過小に導くことがあると論じた。また、Gordo-Mora, L., and J. Nogueira-Martins (2007)は諸外国の財政変数の動向から改定パターンを研究し、赤字規模が高い国と低い国では改定パターンが違うことを示している。

とされた。

当時の状況をみれば、アジア通貨危機（1997年7月）の影響が顕在化する以前から景気が悪化傾向であったことが窺える（図表1）。97年4-6月期は駆け込み需要の反動減で大幅マイナス成長となった。この期を除くと、実質GDP成長率が1%未満になったのは97年7-9月期（97年12月3日公表）であり、マイナス成長になったのは97年10-12月期（98年3月13日発表）からである。財税法改正法が成立した時点（98年5月）では、「財税法①」（図表2の表記）の状態であったと判断できる。その後、財税法は98年12月の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律により「当分の間凍結」された。

林（2003）は、当時の状況について弾力条項があれば景気後退が認識された時点あるいは予想された時点で、翌年度予算編成を景気配慮型に迅速に変更できた可能性があるとして指摘している。他方で、当時、当初予算は制度的に変更が難しく、年度変わりに補正予算で対応すべきとの論調もみられた。実際、年度変わり後に弾力条項が加えられ政策変更がなされている。この点で、財政政策はその制度的な要因から変更が難しいことも確認できる。

### 3—消費増税延期の判断

ここでは、2節で整理したすべての弾力条項での判断基準をもとに、消費増税の延期判断について確認する。弾力条項で規定された状況については図表2の表記を用いる。GDP及び民間消費などの支出系列については、それぞれ判断当時に利用可能なデータ（リアルタイムデータ）と改定後の数値として正式系列<sup>3</sup>を用いる。

#### 3.1 2014年11月の延期判断

2014年11月の判断では、内閣総理大臣記者会見（2014年11月18日）によれば、当時の延期は「社会保障・税一体改革法の景気判断条項に基づいて判断」したものであり、最も重視したのは「個人消費動向」であるとしている。つまり、「CTAX」に基づく延期判断である。

当時に公表されていた統計データ（リアルタイムデータ）をみると、経済成長率は実質及び名目ともマイナスであり、特に実質成長率は前期（4-6月期）、当期（7-9月期）の2四半期連続で前期比年率、前年同期比ともにマイナスであった。また、個人消費は前期比年率では当期はプラスに戻ったものの、前年同期比で見れば2四半期連続マイナスであり、会見での発言は統計データの動きと合致している（図表3）。また、他の弾力条項の条件でも実質経済成長率は2期連続のマイナスと「財税法①」の条件を満たしている。成長率はマイナス2%以下ではないものの、「EMU③」と合致している。したがって、当時の政策判断では弾力条項の適用条件が満たされていたと判断できる。

<sup>3</sup> 日本では1955年以降の長期時系列の形で接続されたデータは公表されていない。内閣府ではGDP及び支出系列の実額について1955～1970年は1990年基準、1980～1993年は2000年基準（連鎖方式）、1994年以降は2011年基準（連鎖方式）を正式系列としている。このデータから増減率で接続したデータを用いる。

しかしながら、当時はまさに 2014 年 4 月の消費増税の影響が残る状況であり、駆け込み需要と反動減により経済変動が大きくなったことから経済の実勢が正確に読み取るのが難しい時期であった。判断すべき時期が 2014 年 11 月で適切であったのかとの課題は残る。特に、当初から連続的な増税が決まっている中での判断であるため、どの時点で判断すべきか弾力条項に記載されていないことが問題ではなかったかと考える<sup>4</sup>。

(改定後のデータでの状況)

この状況を改定後の統計データでみると、リアルタイムデータでの判断は変更されない(図表 4)。ただし、平均伸び率(図表 4 の期間平均)及び 6 期前を起点とした水準変化(図表 4 の 6 期前起点)でみると、リアルタイムベースでの動きより、経済活動が強いことが窺える。

### 3.2 2016 年 6 月の延期判断

弾力条項(付則第 18 条<sup>5</sup>)がない中での判断について、内閣総理大臣記者会見(2016 年 6 月 1 日)をみると次のように指摘されている。「最大の懸念は、中国など新興国経済に「陰り」が見えることです。リーマンショックの時に匹敵するレベルで原油などの商品価格が下落し、さらに、投資が落ち込んだことで、新興国や途上国の経済が大きく傷ついています」と判断され、さらに、「2009 年、世界経済はマイナス成長となりましたが、その前年の 2008 年時点では IMF も 4%近いプラス成長を予測するなど、そのリスクは十分には認識されていませんでした。直前まで認識することが難しい、プラス 4%の成長予測が一気にマイナス成長になってしまう。これが、「リスク」が現実のものとなった時の「危機」の恐ろしさです」とし、増税延期を「新しい判断」で決めたと示された。

当時の状況を統計データでみると、実質及び名目とも経済成長率はプラスであった。ただし、実質はそれ以前が 3 四半期連続で前期比年率マイナス成長であり、消費は前年比で 2 四半期連続マイナスと民間消費の弱さが目立つ。このような状況は、既に削除された「CTAX」があれば、消費税変更の実施の可否について検討される可能性がある。また、「財税法①」及び「財税法②」の要件は満たさないものの、「財税法③」あるいは「EMU④」を満たす可能性がある(図表 5)。

しかしながら、「新しい判断」の材料として重視されたのは、原油価格など世界の商品市場の相場低迷がリーマンショック前の状況に似ているとした「未実現のリスク」である。当時、原油価格は 6 四半期前と比較して 66 ドルから 35 ドルへ急落<sup>6</sup>している。ここでは未実現のリスクをどのように客観的に判断をするべきかという課題がある。なお、原油価格の状況は「CTAX」あるいは「財税法③」の要件に合致しているとの判断は可能である。

(改定後のデータでの状況)

<sup>4</sup> 土居(2019)で指摘された新旧の消費税率適用の指定日の設定に 6 か月前がぎりぎりとの考えると、過去 2 回の延期判断は増税実施予定の 10 か月程度も前であり、指定日設定の期限でも 4 か月は早い判断といえる。

<sup>5</sup> 2.1 節のとおり消費税率変更にかかる弾力条項は、2014 年 11 月の延期後の法改正により削除され、現在は消費税率の変更に関する弾力条項は組み込まれていない。

<sup>6</sup> 原油価格急落の背景には技術革新による米国のシェールオイルの生産コストの低下・増産があり、供給面の要因が考えられる。

この状況を改定後の統計データでみると、前回の延期時と同様に、平均伸び率（図表6の期間平均）及び6期前を起点とした水準変化（図表6の6期前起点）でみると、リアルタイムベースでの動きより、経済活動が強いことが窺える。特に、実質GDPの前年比はプラスの伸び率に改定され、民間消費の大幅な落ち込みも改定されている。仮に、前年比で判断するとすれば、延期判断がリアルタイムデータでの判断ほど明確には指示されなくなる可能性がある（図表6）。

#### 4—消費増税が延期されなかった場合(Counterfactual分析)

ここでは仮に消費税が当初の予定通りに実施されていた場合の経済環境を想定する。これはCounterfactual分析と呼ばれるもので、政策の実施あるいは延期（中止）の場合の経済動向を実績値と比較するものである。

##### 4.1 推計上の前提

内閣府のマクロ計量モデル（2018年度版）を用いて、消費増税が予定通りに実施された場合の経済推移を確認する。もちろん、仮想の状況を推計することから前提条件により結果が異なってくる。ここでは、消費税が予定通り実施され、異時点間の代替行動（駆け込み需要と反動減）及び、その後の所得効果が2014年と同等のものが生じるとの単純な前提で推計する。つまり、ここでの分析は静学的なものである。延期のアナウンスによる経済主体の期待への影響など動学的な要因<sup>7</sup>は考慮していない。また、今次の消費税の変更に伴う軽減税率の効果、消費等の財政面でのサポート策の効果などについても考慮していない。あくまで、ベースとなる推計である。

##### 4.2 推計結果

消費増税により、物価の上昇を通じた民間消費、民間住宅投資への影響が考えられる。具体的には、税率変更の2期前から駆け込み需要が生じ、その反動減は変更後の当期ではほぼ出尽くすと想定している。また、変更後から所得効果により、消費水準が長期間にわたり低下すると考えている。

2015年10月に増税が実施されていれば、その後4四半期目で2.09兆円、8四半期後で2.03兆円、GDPの水準が低下することになる。他方、2017年4月に増税が実施されていれば、引上げ前の経済環境は前回の延期時より改善していたことから、その後4四半期目で2.14兆円、8四半期後で2.04兆円と、2015年10月実施よりGDPの水準の低下幅は拡大することになる（図表7）。

このような水準の低下のほとんどは民間消費の悪化が主因である。2015年10月に増税が実施されていれば、その後4四半期目で2.84兆円、8四半期後で3.11兆円、民間消費の水準が低下することになる。他方、2017年4月に増税が実施されていれば、その後4四半期目で2.88兆円、8四半期後で3.06兆円と、民間消費はともに水準でみて概ね3兆円程度（消費水準の1%程度）が低下することとなる（図表8）。3兆円は近畿地域の年間の百貨店販売額のほぼ相当するものであり、かなり大きな消費悪化となっていたことが窺える。

<sup>7</sup> たとえば、延期公表によるアナウンスメント効果（Cashin and Unayama[2016]）、財政赤字削減スケジュールの遅れによる非ケインズ効果（竹田・小巻・矢嶋[2005]）等。

特に、2015年10月に消費増税が実施された場合、消費が2014年10-12月期の水準に復帰するのは2017年1-3月期以降である。統計公表のラグを考慮すればさらに1年以上も消費が低迷し、景気をさらに大きく下押した可能性も考えられる（図表9）。

## 5—GDP統計の指標としての適否について

日本の場合、景気の後退局面は景気基準日付として明確に設定されているが、その設定にはかなりの時間を要する。そこで、本稿ではGDP統計と後退局面との対応関係が確認できるのかについて確認する。ここでは97年財革法での弾力条項（「財革法①」、「財革法②」）及び、EMUでの弾力条項（「EMU①」、「EMU②」、「EMU③」、「EMU④」）を用いる。この他、「EMU①」と同じであるが日高（2019）<sup>8</sup>で示されたマイナス2%以下の基準、井堀（1999）<sup>9</sup>で指摘されている⑥マイナス3%以下についても併せて確認する。また、弾力条項ではGDP成長率は前期比年率が用いられているが、飯塚（2019）<sup>10</sup>を参考に前年同期比についても確認する。

GDP成長率は1969年4-6月期から2019年1-3月期までの200四半期の1次速報（リアルタイムデータベース）及び、また3節でも用いた改定後の数値（正式系列）を用いる。当該期間には景気後退期が10回観察され、利用したデータの200四半期内の57四半期が景気後退期に該当する。

### 5.1 リアルタイムベース

前期比年率では、46四半期でマイナス成長となっているが、その内26四半期のみが景気後退期間でのマイナス成長で、マイナス成長となっても必ずしも景気後退期とはいえない（図表10-1）。しかも、マイナス成長がその後に景気後退期の前兆になっているかについても10回のうち3回は確認できるが、それ以外はマイナス成長が一過性に終わっている。これはマイナス2%成長あるいは、マイナス3%成長でみたとしても同様である。ただし、マイナス2%成長の方が景気後退期と対応しており、逆に3%を超える大幅なマイナスの方が一過性のものとなっている。前年同期比の場合にはマイナス2%上回る成長率の場合、多くの場合（11四半期中9四半期）が景気後退期で確認されている。ただし、この数値が確認できるのは後退期入りしてからであり、公表のラグを考慮すれば、かなり遅い判断となる可能性が高い。

90年代以降でみると、前期比年率で見ると、2%より軽微なマイナスの場合には、景気後退期であるか拡張期であるかの判断はかなり困難である。「EMU①」の基準であるマイナス2%以下でみた場合であっても景気後退期を示す回数が拡張期をやや上回るものの、かならずしも景気が後退しているとはいえない。前期比年率でマイナス2%やマイナス3%以下のマイナス成長は公表後の一般的な影響力は高いものの、判断指標としては適していないことがわかる（図表10-2）。

<sup>8</sup> 日高（2019）の調査では2019年1-3月期の実質GDPが年率マイナス2%以下ならば増税は延期されると考えるエコノミストが多いとのことである。

<sup>9</sup> 井堀（1999）は「外生的なショックについてはそれが大きなショックであり、かつ、一時的なものであることが客観的な指標で確認されなければならない」として、GDP成長率が3%以下の落ち込むような極端な停滞のケースに限定すべきとしている。

<sup>10</sup> 飯塚（2019）は前年同期比で実質GDP成長率を観察する方が基調的な変化を区別しやすいと指摘している。

## 5.2 改定後のデータ

前期比年率の場合、景気後退期にマイナス成長が示されている回数は低下し、後退期との対応関係が弱まっている（図表 11-1）。しかし、マイナス成長を示す場合には後退期の始期を示す一方、後退期入りする兆しの指標としての有用性は高まっている。特に、「財税法①」の基準である2四半期連続で1%未満の成長での評価が、後退期に認定されない景気が鈍化した時期をより明確に示している。実際、消費増税を延期した2014年11月、2016年6月とも「財税法①」の基準を満たす状況にあり、図表 11-2 の黄色マーカーを付けた期間のように、延期判断を支持する結果となっている。

## 6—今後の課題(まとめ)

統計データで延期判断を振り返ると、財税法の弾力条項でみて妥当な判断であったと考えられる。特に、2014年11月に消費増税を実施されていれば、民間消費の低迷はより明確な形で長期化していた可能性が考えられる。

しかしながら、延期判断を巡ってはいくつか課題がみられる。

第1に、2014年11月の判断は、そもそも直前の消費増税の影響が色濃く残る中での判断であり、正確な経済状況を判断するのが難しい時期であった。したがって、どの時点で政策実施の可否を判断すべきかを検証すべきある。もっとも、短期間で連続的に消費増税を実施する場合には、その影響を詳細に検討することが、タイミングを考える上での前提となつてこよう。

第2に、2016年6月の判断では弾力条項がなく、政策判断の客観性を弱められた。しかしながら、上述の通り、仮に財税法と同様な弾力条項があれば、延期の検討はより客観的に検討できた可能性がある。この点では、消費増税には数値目標を明確にした弾力条項を導入すべきである。

第3に、リーマンショック級の景気の急激な悪化への対応である。仮に、「財税法③」の判断を用いるにせよ、未実現のリスクどのように客観的に判断すべきか、あらかじめ定義づけする必要がある。しかし、リーマンショック級とよばれる経済ショックは事前には把握が困難である。緊急避難的に政策変更をできるようなルール（弾力条項）を導入することが重要であると考えられる。

最後に、GDP統計である。日本では、EMUの基準のようにマイナス成長を判断基準にすることは、かえって判断を錯綜させる可能性がある。この点では、「財税法①」の基準である「1%未満の成長率が2期連続で続く場合」を用いる方が政策判断の検討材料としては適切である、特に、確報ベースのGDPはその傾向が強くなる。あるいは、小巻（2019）で示したように日銀短観、景気動向指数の併用が求められる。なお、日銀短観、景気動向指数での直近の判断では後退期入りを示している。

EBPMでは、文字通りに適切に実施するためには、適切な統計データを基に経済環境を的確に分析・評価し、それに対応した政策形成が求められる。もともと、マクロの経済活動を判断することはかなり難しい問題である。たとえば、眼前の経済現象に関してそれぞれの利害が異なっており、客観的な唯一の基準が存在するわけではない。つまり、それぞれの関係者（各省庁の政策担当者、政治家、経営者及び消費者）が依拠する情報や統計データは異なり、さらに経済に関する経済観（あるいは直

感) が異なっていれば、同じ経済現象でも違って見えてくる。このため、それぞれの関係者にとって客観的であっても、他の関係者からみれば不適切にみえてくる。

このためにも、過去の政策に対する事後評価を積み重ね、その場限りの数値のみを根拠とするのではなく、科学的な検証及び根拠を示した数値で判断できるように地道な作業しかこの状況を改善できないと考える。新たな消費増税の適否を検討するのであれば、過去2回の延期判断に関する検証も加えた上で、検討されるべきであろう。

図表 1 : 97 当時の状況

|            | GDP (リアルタイム) |       |       | 新聞における評価   |  |   |
|------------|--------------|-------|-------|--|--|---|
|            | 発表日          | 前期比   | 事前予測  | 日本経済新聞   | 読売新聞   | 朝日新聞  |
| 96年10-12月期 | 1997/3/13    | 1.0%  | 0.8%  | 消費・輸出が好調、企画庁次官「民需主体の成長」。財政デフレを緩和する景気の基調を示す(社説)   | 設備投資や住宅投資の増加と個人消費の回復が、公共投資の落ち込みをカバーした。96年、先進国で最高。  | 公共投資に代わり民需中心の自律回復に移るといふ政府の景気回復シナリオに沿った形。だが、今回の成長の両輪となった個人消費と外需の先行きは楽観できない。自動車は個人消費を支えたが、大手小売業では衣料の売り上げが暖冬で伸び悩んでおり、不調。   |
| 97年1-3月期   | 1997/6/13    | 1.6%  | 1.2%  | 成長率を押し上げた最大の要因は駆け込み需要。企画庁次官「駆け込み需要が思ったより大きかったが、雇用環境の改善や所得の堅調な伸びを背景に消費の基調もある程度良い。反動減は4-6月期にほぼ一巡するのではないかと。駆け込みだけではない景気実勢もみられる(社説)  | 駆け込み需要による個人消費の好調などが支える。景気拡大の実感薄い。4-6月期は反動減が表れるほか、財政政策による従来型景気拡大策は見込めない。景気回復の恐れはそれほど大きくないものの、自律的な回復の姿を描けるわけでもない。        | 表面上は政策需要が後退し、民需中心の自律回復に移るといふ政府シナリオに沿った形。だが、成長の中身を見ると、消費税率アップ前の駆け込みという特殊事情に支えられた個人消費のひとり舞台。それだけに4月以降の買い控えによる反動減は大きくなりそう。 |
| 97年4-6月期   | 1997/9/11    | -2.9% | -1.5% | 23年振りに大幅減。消費税上げ響く。反動減に加え、巨額の国民負担増が個人消費や住宅投資の足を引っ張った。7-9月期はプラス成長へ戻る公算。株価の下振れ懸念が一段と高まった。単に駆け込み需要の反動減だけでなく、実質購買力が目減りし消費意欲を削いでいる(社説) | 今年の経済白書が描いた「民需中心の自律的な回復への移行」が終了していない状況が浮き彫りになった。個人消費の低迷は、政府が当初消費税率引き上げの影響の終息を想定していた6月を過ぎても収まらなかった。                     | 消費税率引き上げにより景気が一時的に減速することは見込まれていたが、個人消費が予想を超えて大きく落ち込んだ。政府の読み以上に大きかった。消費回復の兆し見えず、百貨店・自動車トーンダウン。景気の先行き、懸念増す。政策がじりり難問。      |
| 97年7-9月期   | 1997/12/3    | 0.8%  | 1.3%  | 百貨店販売など減少が続いているが、4月の増税直後の落ち込みから徐々に持ち直してきている。しかし、民需の回復力が予想以上に弱いことを裏付けた。金融システム不安が実体経済の足をさらに引っ張る懸念も出ている。景気の実勢は極めて弱い(社説)             | 民需回復鈍く強まる停滞感。「回復の基調は失われていない」とする政府の主張は説得力をなくしつつある。金融システム不安は、政府の公的支援表明で鎮静化する兆しが出ているが、今後も破綻が続けば、経営者心理は委縮し、設備投資意欲の減少につながる。 | いかにも回復力が弱く、景気が失速する懸念はぬぐい切れない。10月以降は金融・証券の破たんが相次いだことから、消費マインドは一段と冷え込んでいる。  |
| 97年10-12月期 | 1998/3/13    | -0.2% | -1.1% | 景気が大型金融破たんの影響で悪化したことを裏付けた(社説)。約九兆円の国民負担増による消費者心理の冷え込みに金融システム不安が追い打ちをかけ、生活防衛的な行動が一段と強まった。   | 金融機関の破たんやアジア経済危機が日本経済に極めて深刻な影響を与えたことを改めて浮き彫りにした。個人消費の落ち込みは極めて深刻。   | 消費税率増で低迷していた個人消費が昨秋の金融・雇用不安を機に一気に落ち込み、負担増路線による「政策不況」色が濃い。もともと家計は生活防衛を始めていた。予測不能の「開き」の連鎖だけで家計のマインドが悪化したわけではない。           |

図表 2 : 弾力条項と本稿での表記

| 弾力条項 | 条件  | 本稿での表記 |
|------|---|--------|
| 消費税  | 名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認                                     | CTAX   |
| 財革法  | ①直近の2四半期連続で実質GDP成長率(前期比年率)が1%未満の場合                                | 財革法①   |
|      | ②直近の1四半期の実質GDP成長率が1%未満であって、かつ当該四半期後の消費・設備投資・雇用の指標が著しく低調な場合        | 財革法②   |
|      | 直近の実質GDP成長率は、①及び②のような状態にはないが、予見できない内外の経済ショックによって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合 | 財革法③   |
| EMU  | GDP成長率が年率マイナス2%以下   | EMU①   |
|      | GDP成長率がマイナス0.75%からマイナス2%の場合                                       | EMU②   |
|      | 成長率がマイナス  | EMU③   |
|      | 潜在成長率を下回る状況が長引く場合   | EMU④   |

図表 3 : 2014年11月18日の延期判断時の統計データの推移(リアルタイムデータ)

| Real time | 実質GDP |       | 名目GDP |       | 消費     |       | 設備投資  |       | 物価    |       | 雇用    |      | 短観  |      |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|------|
|           | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比   | 年率     | 前年比   | 年率    | 前年比   | CPI   | WTI   | 失業率   | 求人倍率 | 製造業 | 非製造業 |
| 6期前       | 3.5%  | 0.2%  | 1.5%  | -1.0% | 3.7%   | 1.2%  | -2.6% | -5.7% | -0.3% | 94.0  | 4.20  | 0.85 | -8  | 6    |
| 5期前       | 2.6%  | 0.9%  | 2.9%  | 0.5%  | 3.1%   | 1.8%  | -0.4% | -4.7% | 0.1%  | 105.0 | 4.03  | 0.90 | 4   | 12   |
| 4期前       | 1.9%  | 2.7%  | 1.6%  | 2.4%  | 0.4%   | 1.9%  | 0.7%  | 0.0%  | 0.9%  | 95.8  | 3.93  | 0.95 | 12  | 14   |
| 3期前       | 1.0%  | 2.7%  | 1.6%  | 2.4%  | 2.0%   | 2.4%  | 5.3%  | 1.8%  | 1.4%  | 100.6 | 3.87  | 1.01 | 16  | 20   |
| 2期前       | 5.9%  | 3.0%  | 5.1%  | 3.0%  | 8.5%   | 3.5%  | 21.0% | 8.4%  | 1.7%  | 102.6 | 3.67  | 1.06 | 17  | 24   |
| 前期        | -6.8% | -0.1% | -0.4% | 1.9%  | -18.7% | -2.5% | -9.7% | 7.1%  | 4.0%  | 95.1  | 3.63  | 1.09 | 12  | 19   |
| 当期        | -1.6% | -1.2% | -3.0% | 0.8%  | 1.5%   | -2.7% | -0.9% | 2.8%  | 3.8%  | 66.7  | 3.57  | 1.10 | 13  | 13   |
| 期間平均      | 0.9%  | 1.2%  | 1.3%  | 1.4%  | 0.1%   | 0.8%  | 1.9%  | 1.4%  | 1.6%  | 94.3  | 3.84  | 0.99 | 9   | 15   |
| 6期前起点     | 1.5%  | 8.1%  | 2.3%  | 10.0% | -0.3%  | 5.7%  | 2.9%  | 9.6%  |       |       |       |      |     |      |
| 1年半前      | -5.2% | -1.4% | -4.5% | 1.8%  | -2.3%  | -3.9% | 1.7%  | 8.4%  | 4.1%  | -27.3 | -0.63 | 0.25 | 21  | 7    |

(注)①ここでのデータはリアルタイムデータを用いている  
 ②当期は判断時点で利用可能な直近値のことで、ここでは2014年7-9月期を示す  
 ③CPIは「持ち家の帰属家賃を除く総合」、WTIは原油先物価格、短観は大企業を示す  
 ④期間平均とは6期前から当期までの平均変化率、6期前起点とは6期前の水準から伸び率を加算して水準がどの程度変化したのかを示したもの

図表4：2014年11月18日の延期判断時の統計データの推移（改定後のデータ）

| 最新値   | 実質GDP |       | 名目GDP |       | 消費     |       | 設備投資  |       | 物価    |       | 雇用    |      | 短観  |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|------|
|       | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比   | 年率     | 前年比   | 年率    | 前年比   | CPI   | WTI   | 失業率   | 求人倍率 | 製造業 | 非製造業 |
| 6期前   | 4.6%  | 0.4%  | 4.2%  | -0.5% | 4.9%   | 1.8%  | -2.4% | -0.3% | -0.3% | 95.6  | 4.20  | 0.85 | -8  | 6    |
| 5期前   | 3.4%  | 1.9%  | 2.9%  | 1.5%  | 3.5%   | 2.4%  | 17.7% | 2.8%  | 0.1%  | 94.0  | 4.03  | 0.90 | 4   | 12   |
| 4期前   | 3.4%  | 3.0%  | 4.0%  | 2.9%  | 1.7%   | 2.8%  | 9.3%  | 5.3%  | 0.9%  | 105.0 | 3.93  | 0.95 | 12  | 14   |
| 3期前   | -0.1% | 2.7%  | 0.1%  | 2.7%  | -0.5%  | 2.4%  | 7.0%  | 7.5%  | 1.4%  | 95.8  | 3.87  | 1.01 | 16  | 20   |
| 2期前   | 3.7%  | 3.0%  | 4.2%  | 3.3%  | 8.1%   | 3.4%  | 9.8%  | 11.5% | 1.7%  | 100.6 | 3.67  | 1.06 | 17  | 24   |
| 前期    | -7.1% | -0.1% | 0.3%  | 2.1%  | -17.6% | -2.6% | -7.3% | 4.3%  | 4.0%  | 102.6 | 3.63  | 1.09 | 12  | 19   |
| 当期    | 0.3%  | -0.9% | 0.5%  | 1.2%  | 2.9%   | -2.3% | 5.1%  | 3.1%  | 3.8%  | 95.1  | 3.57  | 1.10 | 13  | 13   |
| 期間平均  | 1.2%  | 1.4%  | 2.3%  | 1.9%  | 0.4%   | 1.1%  | 5.6%  | 4.9%  | 1.6%  | 98.4  | 3.84  | 0.99 | 9   | 15   |
| 6期前起点 | 1.9%  | 10.0% | 4.0%  | 13.2% | 0.3%   | 8.0%  | 9.3%  | 34.2% |       |       |       |      |     |      |
| 1年半前  | -4.3% | -1.3% | -3.8% | 1.6%  | -2.0%  | -4.2% | 7.4%  | 3.4%  | 4.1%  | -0.5  | -0.63 | 0.25 | 21  | 7    |

(注)①ここでのデータは改定後の最新値(2019年6月10日公表)を用いている  
 ②当期は判断時点で利用可能な直近値のことで、ここでは2014年7-9月期を示す  
 ③CPIは「持ち家の帰属家賃を除く総合」、WTIは原油先物価格、短観は大企業を示す  
 ④期間平均とは6期前から当期までの平均変化率、6期前起点とは6期前の水準から伸び率を加算して水準がどの程度変化したのかを示したものの

図表5：2016年6月1日の延期判断時の統計データの推移（リアルタイムデータ）

| Real time | 実質GDP |       | 名目GDP |       | 消費    |        | 設備投資  |       | 物価    |       | 雇用    |      | 短観  |      |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|------|
|           | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比    | 年率    | 前年比   | CPI   | WTI   | 失業率   | 求人倍率 | 製造業 | 非製造業 |
| 6期前       | -1.6% | -1.2% | -3.0% | 0.8%  | 1.5%  | -2.7%  | -0.9% | 2.8%  | 3.8%  | 66.7  | 3.57  | 1.10 | 13  | 13   |
| 5期前       | 2.2%  | -0.5% | 4.5%  | 1.8%  | 1.1%  | -2.5%  | 0.4%  | 0.5%  | 3.3%  | 48.5  | 3.47  | 1.12 | 12  | 16   |
| 4期前       | 2.4%  | -1.4% | 7.7%  | 1.9%  | 1.4%  | -4.1%  | 1.4%  | -4.8% | 2.7%  | 59.8  | 3.50  | 1.16 | 12  | 19   |
| 3期前       | -1.6% | 0.7%  | 0.1%  | 2.2%  | -3.0% | 0.2%   | -0.3% | 2.8%  | 0.3%  | 47.1  | 3.37  | 1.18 | 15  | 23   |
| 2期前       | -0.8% | 1.0%  | 0.1%  | 3.1%  | 2.1%  | 0.7%   | -5.0% | -0.3% | -0.2% | 41.8  | 3.37  | 1.22 | 12  | 25   |
| 前期        | -1.4% | 0.5%  | -1.2% | 2.0%  | -3.3% | -1.1%  | 5.7%  | 3.7%  | 0.0%  | 35.2  | 3.27  | 1.26 | 12  | 25   |
| 当期        | 1.7%  | 0.0%  | 2.0%  | 0.8%  | 1.9%  | -0.6%  | -5.3% | -0.9% | -0.1% | 47.8  | 3.23  | 1.30 | 6   | 22   |
| 期間平均      | 0.1%  | -0.1% | 1.5%  | 1.8%  | 0.2%  | -1.5%  | -0.6% | 0.6%  | 1.4%  | 49.6  | 3.40  | 1.19 | 12  | 20   |
| 6期前起点     | 0.2%  | -1.0% | 2.5%  | 12.6% | 0.4%  | -10.2% | -1.1% | 3.9%  |       |       |       |      |     |      |
| 1年半前      | 3.3%  | 1.2%  | 5.0%  | 0.1%  | 0.5%  | 2.0%   | -4.4% | -3.7% | -3.9% | -18.9 | -0.33 | 0.20 | -7  | 9    |

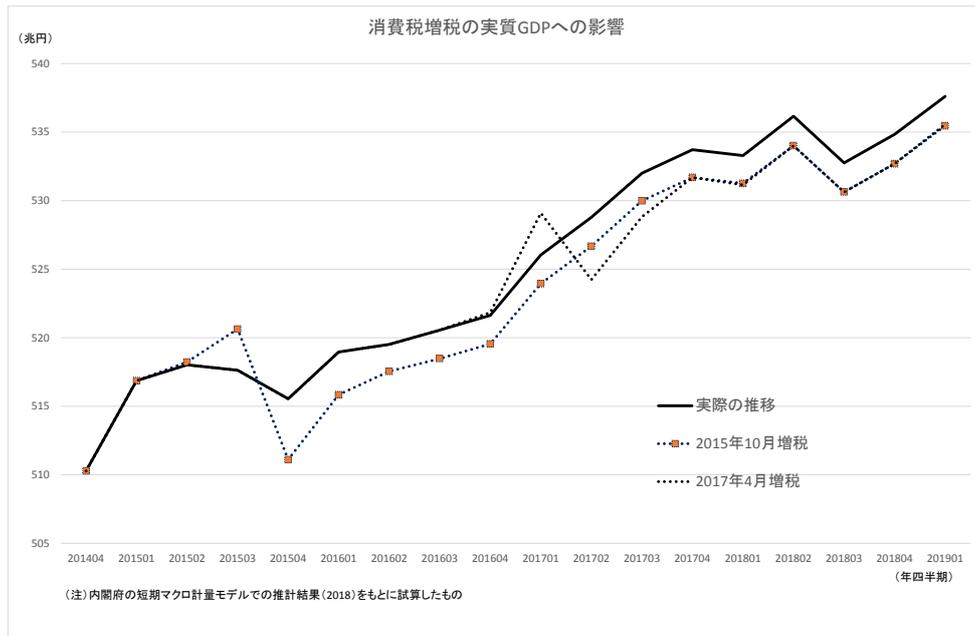
(注)①ここでのデータはリアルタイムデータを用いている  
 ②当期は判断時点で利用可能な直近値のことで、ここでは2016年1-3月期を示す  
 ③CPIは「持ち家の帰属家賃を除く総合」、WTIは原油先物価格、短観は大企業を示す  
 ④期間平均とは6期前から当期までの平均変化率、6期前起点とは6期前の水準から伸び率を加算して水準がどの程度変化したのかを示したものの

図表6：2016年6月1日の延期判断時の統計データの推移（改定後のデータ）

| 最新値   | 実質GDP |       | 名目GDP |       | 消費    |       | 設備投資  |       | 物価    |       | 雇用    |      | 短観  |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|------|
|       | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比   | 年率    | 前年比   | CPI   | WTI   | 失業率   | 求人倍率 | 製造業 | 非製造業 |
| 6期前   | 0.3%  | -0.9% | 0.5%  | 1.2%  | 2.9%  | -2.3% | 5.1%  | 3.1%  | 3.8%  | 66.7  | 3.57  | 1.10 | 13  | 13   |
| 5期前   | 2.0%  | -0.5% | 3.3%  | 1.9%  | 0.8%  | -1.9% | 2.8%  | 2.3%  | 3.3%  | 48.5  | 3.47  | 1.12 | 12  | 16   |
| 4期前   | 5.3%  | 0.0%  | 9.5%  | 3.4%  | 1.9%  | -3.6% | 14.7% | 3.9%  | 2.7%  | 59.8  | 3.50  | 1.16 | 12  | 19   |
| 3期前   | 0.9%  | 2.2%  | 2.1%  | 3.8%  | 0.5%  | 1.7%  | -5.7% | 3.9%  | 0.3%  | 47.1  | 3.37  | 1.18 | 15  | 23   |
| 2期前   | -0.3% | 1.9%  | 0.8%  | 3.8%  | 1.2%  | 1.0%  | 2.5%  | 2.9%  | -0.2% | 41.8  | 3.37  | 1.22 | 12  | 25   |
| 前期    | -1.6% | 0.9%  | -1.0% | 2.6%  | -2.9% | 0.1%  | -0.6% | 2.6%  | 0.0%  | 35.2  | 3.27  | 1.26 | 12  | 25   |
| 当期    | 2.7%  | 0.4%  | 3.6%  | 1.3%  | 1.7%  | 0.1%  | -3.9% | -1.9% | -0.1% | 47.8  | 3.23  | 1.30 | 6   | 22   |
| 期間平均  | 1.3%  | 0.6%  | 2.7%  | 2.6%  | 0.9%  | -0.7% | 2.1%  | 2.4%  | 1.4%  | 49.6  | 3.40  | 1.19 | 12  | 20   |
| 6期前起点 | 2.3%  | 4.0%  | 4.6%  | 18.0% | 1.5%  | -4.9% | 3.4%  | 16.9% |       |       |       |      |     |      |
| 1年半前  | 2.3%  | 1.3%  | 3.1%  | 0.1%  | -1.1% | 2.4%  | -9.0% | -5.1% | -3.9% | -18.9 | -0.33 | 0.20 | -7  | 9    |

(注)①ここでのデータは改定後の最新値(2019年6月10日公表)を用いている  
 ②当期は判断時点で利用可能な直近値のことで、ここでは2016年1-3月期を示す  
 ③CPIは「持ち家の帰属家賃を除く総合」、WTIは原油先物価格、短観は大企業を示す  
 ④期間平均とは6期前から当期までの平均変化率、6期前起点とは6期前の水準から伸び率を加算して水準がどの程度変化したのかを示したものの

図表7： Counterfactual 分析による経済成長の推移

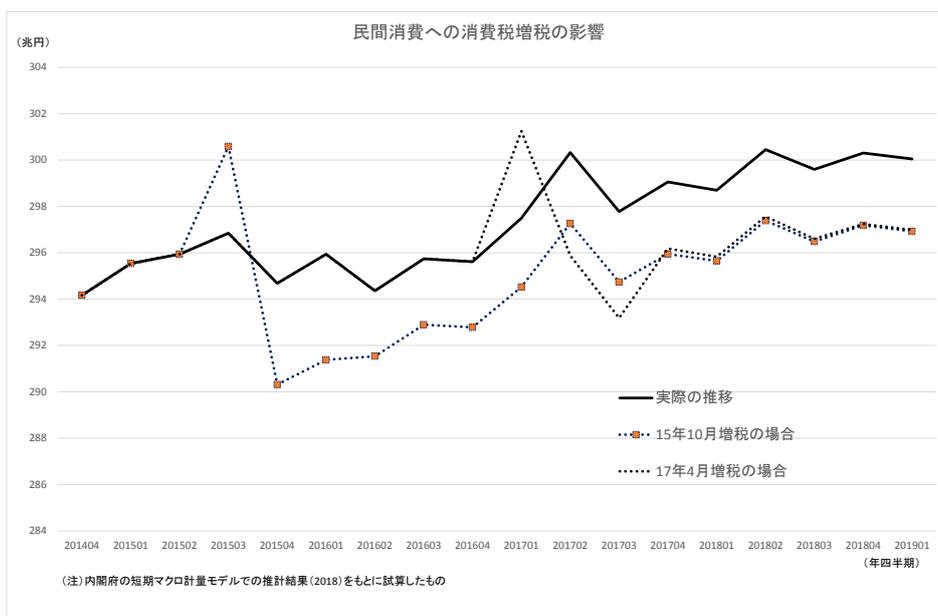


図表8： 民間消費への影響（Counterfactual 分析）

|     | (単位：兆円)  |         |          |         |
|-----|----------|---------|----------|---------|
|     | 民間消費への影響 |         | GDPへの影響  |         |
|     | 2015年10月 | 2017年4月 | 2015年10月 | 2017年4月 |
| 1年後 | -2.84    | -2.88   | -2.09    | -2.14   |
| 2年後 | -3.11    | -3.06   | -2.03    | -2.04   |

(注) ①実際のGDPとの乖離(金額)を示す  
②内閣府短期マクロ計量モデルでの推計結果(2018)をもとに試算したもの

図表9： Counterfactual 分析による民間消費の推移



図表 10-1 : GDP 成長率と後退期との対応関係 (リアルタイムベース)

| 前期比年率 |      |       |       |       |      |              | 前年同期比 |      |       |       |       |      |              |
|-------|------|-------|-------|-------|------|--------------|-------|------|-------|-------|-------|------|--------------|
|       | 0%未満 | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |       | 0%未満 | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |
| 全期間   | 46   | 20    | 8     | 18    | 61   | 14           | 全期間   | 31   | 20    | 3     | 8     | 60   | 11           |
| 景気後退期 | 26   | 10    | 6     | 10    | 29   | 6            | 景気後退期 | 18   | 9     | 3     | 6     | 26   | 6            |
| 後退始期  | 3    | 1     | 1     | 1     | 3    | 2            | 後退始期  | 1    | 0     | 0     | 1     | 2    | 2            |
| 景気拡張期 | 20   | 10    | 2     | 8     | 32   | 8            | 景気拡張期 | 13   | 11    | 0     | 2     | 34   | 5            |
| 後退4期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 3    | 0            | 後退4期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 2    | 0            |
| 後退3期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 0    | 0            | 後退3期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 1    | 0            |
| 後退2期前 | 1    | 0     | 1     | 0     | 1    | 0            | 後退2期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 1    | 0            |
| 後退1期前 | 1    | 0     | 0     | 1     | 1    | 0            | 後退1期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 1    | 0            |

(注)①1969年4-6月期～2019年1-3月期までの実質GDP(リアルタイムベース)の伸び率と後退期との対応関係を確認したもの  
 ②景気後退期は景気基準日付の四半期ベースを用いている

図表 10-2 : GDP 成長率と後退期との対応関係 (90年代, リアルタイムベース)

| 前期比年率 |      |       |       |       |      |              | 前年同期比 |      |       |       |       |      |              |
|-------|------|-------|-------|-------|------|--------------|-------|------|-------|-------|-------|------|--------------|
|       | 0%未満 | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |       | 0%未満 | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |
| 全期間   | 37   | 17    | 6     | 14    | 50   | 13           | 全期間   | 27   | 19    | 2     | 6     | 56   | 10           |
| 景気後退期 | 19   | 7     | 4     | 8     | 21   | 5            | 景気後退期 | 14   | 8     | 2     | 4     | 22   | 5            |
| 後退始期  | 2    | 1     | 1     | 0     | 2    | 2            | 後退始期  | 0    | 0     | 0     | 0     | 1    | 1            |
| 景気拡張期 | 18   | 10    | 2     | 6     | 29   | 8            | 景気拡張期 | 13   | 11    | 0     | 2     | 34   | 5            |
| 後退4期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 3    | 0            | 後退4期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 2    | 0            |
| 後退3期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 0    | 0            | 後退3期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 1    | 0            |
| 後退2期前 | 1    | 0     | 1     | 0     | 1    | 0            | 後退2期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 1    | 0            |
| 後退1期前 | 1    | 0     | 0     | 1     | 1    | 0            | 後退1期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 1    | 0            |

(注)①1990年1-3月期～2019年1-3月期までの実質GDP(リアルタイムベース)の伸び率と後退期の対応関係を確認したもの  
 ②景気後退期は景気基準日付の四半期ベースを用いている

図表 11-1 : GDP 成長率と後退期との対応関係 (正式系列ベース)

| 前期比年率 |      |       |       |       |      |              | 前年同期比 |      |       |       |       |      |              |
|-------|------|-------|-------|-------|------|--------------|-------|------|-------|-------|-------|------|--------------|
|       | 0%未満 | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |       | 0%未満 | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |
| 全期間   | 44   | 23    | 9     | 12    | 63   | 14           | 全期間   | 32   | 27    | 1     | 4     | 51   | 10           |
| 景気後退期 | 22   | 9     | 5     | 8     | 27   | 6            | 景気後退期 | 20   | 17    | 1     | 2     | 23   | 5            |
| 後退始期  | 5    | 2     | 1     | 2     | 6    | 2            | 後退始期  | 2    | 2     | 0     | 0     | 2    | 1            |
| 景気拡張期 | 22   | 14    | 4     | 4     | 36   | 8            | 景気拡張期 | 12   | 10    | 0     | 2     | 28   | 5            |
| 後退4期前 | 1    | 0     | 1     | 0     | 3    | 1            | 後退4期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 1    | 0            |
| 後退3期前 | 1    | 0     | 1     | 0     | 3    | 1            | 後退3期前 | 1    | 1     | 0     | 0     | 1    | 0            |
| 後退2期前 | 2    | 2     | 0     | 0     | 4    | 0            | 後退2期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 2    | 1            |
| 後退1期前 | 1    | 0     | 1     | 0     | 1    | 1            | 後退1期前 | 0    | 0     | 0     | 0     | 1    | 0            |

(注)①1990年1-3月期～2019年1-3月期までの実質GDP(正式系列ベース)の伸び率と後退期の対応関係を確認したもの  
 ②正式系列とは69年から79年までを1990年基準、80年から93年までを2000年基準、94年以降を最新値でつないだ系列のこと  
 ③景気後退期は景気基準日付の四半期ベースを用いている

図表 11-2：消費増税の延期判断時の状況（正式系列ベース）

|        |            | 前年比年率 |       |       |       |      |      | 2期連続<br>1%未満 | 前年同期比 | 32    |       |       |      |              |    |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------------|-------|-------|-------|-------|------|--------------|----|
|        |            | 0%未満  | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 0%未満 |              |       | -2%未満 | -2%以下 | -3%以下 | 1%未満 | 2期連続<br>1%未満 |    |
|        |            | 全期間   | 44    | 23    | 9     | 12   | 63   | 14           | 全期間   | 32    | 27    | 1     | 4    | 51           | 10 |
|        |            | 景気後退期 | 22    | 9     | 5     | 8    | 27   | 6            | 景気後退期 | 20    | 17    | 1     | 2    | 23           | 5  |
|        |            | 後退4期前 | 1     | 0     | 1     | 0    | 3    | 1            | 後退4期前 | 1     | 1     | 0     | 0    | 1            | 0  |
|        |            | 後退3期前 | 1     | 0     | 1     | 0    | 3    | 1            | 後退3期前 | 1     | 1     | 0     | 0    | 1            | 0  |
|        |            | 後退2期前 | 2     | 2     | 0     | 0    | 4    | 0            | 後退2期前 | 0     | 0     | 0     | 0    | 2            | 1  |
|        |            | 後退1期前 | 1     | 0     | 1     | 0    | 1    | 1            | 後退1期前 | 0     | 0     | 0     | 0    | 1            | 0  |
|        |            | 後退始期  | 5     | 2     | 1     | 2    | 6    | 2            | 後退始期  | 2     | 2     | 0     | 0    | 2            | 1  |
|        |            | 景気拡張期 | 22    | 14    | 4     | 4    | 36   | 8            | 景気拡張期 | 12    | 10    | 0     | 2    | 28           | 5  |
| 201401 | 2014/05/15 | 3.7%  |       |       |       |      |      |              | 3.0%  |       |       |       |      |              |    |
| 201402 | 2014/08/13 | -7.1% | 1     |       |       | 1    | 1    | 1            | -0.1% | 1     | 1     |       |      | 1            | 1  |
| 201403 | 2014/11/17 | 0.3%  |       |       |       |      | 1    |              | -0.9% | 1     | 1     |       |      | 1            |    |
| 201404 | 2015/02/16 | 2.0%  |       |       |       |      |      |              | -0.5% | 1     | 1     |       |      |              |    |
| 201501 | 2015/05/20 | 5.3%  |       |       |       |      |      |              | 0.0%  |       |       |       |      | 1            |    |
| 201502 | 2015/08/17 | 0.9%  |       |       |       |      | 1    | 1            | 2.2%  |       |       |       |      |              |    |
| 201503 | 2015/11/16 | -0.3% | 1     | 1     |       |      | 1    |              | 1.9%  |       |       |       |      |              |    |
| 201504 | 2016/02/15 | -1.6% | 1     | 1     |       |      | 1    |              | 0.9%  |       |       |       |      | 1            | 1  |
| 201601 | 2016/05/18 | 2.7%  |       |       |       |      |      |              | 0.4%  |       |       |       |      | 1            |    |
| 201602 | 2016/08/15 | 0.4%  |       |       |       |      | 1    | 1            | 0.3%  |       |       |       |      | 1            |    |
| 201603 | 2016/11/14 | 0.8%  |       |       |       |      | 1    |              | 0.5%  |       |       |       |      | 1            |    |
| 201604 | 2017/02/13 | 0.8%  |       |       |       |      | 1    |              | 1.2%  |       |       |       |      |              |    |
| 201701 | 2017/05/18 | 3.4%  |       |       |       |      |      |              | 1.5%  |       |       |       |      |              |    |
| 201702 | 2017/08/14 | 2.2%  |       |       |       |      |      |              | 1.7%  |       |       |       |      |              |    |
| 201703 | 2017/11/15 | 2.4%  |       |       |       |      |      |              | 2.1%  |       |       |       |      |              |    |
| 201704 | 2018/02/14 | 1.3%  |       |       |       |      |      |              | 2.4%  |       |       |       |      |              |    |
| 201801 | 2015/05/16 | -0.4% | 1     | 1     |       |      | 1    |              | 1.3%  |       |       |       |      |              |    |
| 201802 | 2018/08/10 | 2.3%  |       |       |       |      |      |              | 1.5%  |       |       |       |      |              |    |
| 201803 | 2018/11/17 | -2.6% | 1     |       | 1     |      | 1    |              | 0.1%  |       |       |       |      | 1            | 1  |
| 201804 | 2019/02/14 | 1.8%  |       |       |       |      |      |              | 0.3%  |       |       |       |      | 1            |    |
| 201901 | 2019/05/20 | 2.2%  |       |       |       |      |      |              | 0.9%  |       |       |       |      | 1            |    |

## 参考文献

1. 飯塚信夫 (2019) 「前年比で見よう、GDP 成長率」, 2019 年 2 月 14 日, <https://note.mu/todobuono/n/n3fe2f7313476> .
2. 井堀利宏 (1999) 「財政政策について」, 東洋経済新報社『経済政策の正しい考え方』, pp.113-145
3. 片岡雅彦 (2010) 「短観の読み方-主要項目の特徴とクセ-」, 日銀レビュー, 2010-J-20.
4. 小巻泰之 (2019) 「消費税増税の延期判断と EBPM」, 東京財団政策研究所政策研究所, 論考, Forthcoming.
5. 齋藤潤 (2018) 「「エビデンス・ベースド (EB)」と「ポリシー・メイキング (PM)」」, 日本経済研究センター, 齋藤潤の経済バーズアイ, 2018 年 9 月 19 日.
6. 竹内啓 (2019) 「毎月勤労統計不正問題とその背景」, 『統計』2019 年 5 月号, pp.6-9.
7. 竹田陽介, 小巻泰之, 矢嶋康次 (2005) 『期待形成の異質性とマクロ経済政策』, 東洋経済新報社.
8. 土居丈朗 (2019) 「消費増税が三たび延期される景況なのか?」, 東京財団政策研究所, 論考, 2019 年 4 月 15 日.
9. 内閣府 (2019) 「「CI による景気の基調判断」の基準」, 2019 年 5 月 13 日, <https://www.esri.cao.go.jp/ip/stat/di/190513scale.pdf> .
10. 内閣府「年次経済財政報告」(2014 年度版, 2015 年度版, 2016 年度版)
11. 日本経済団体連合会 (2011) 「公的統計の活用による的確な現状把握と政策決定に向けて」, 2011 年 5 月 17 日.
12. 浜田宏一 (1999) 「現在のマクロ経済運営について」, 東洋経済新報社『経済政策の正しい考え方』, pp.225-251
13. 林伴子 (2003) 『マクロ経済政策の「技術」』, 日本評論社.
14. 日高正裕・藤岡徹 (2019) 「GDP 年率マイナス 2% なら消費増税は延期の可能性」, Bloomberg, 2019 年 5 月 17 日.
15. 松本淳 (2015) 「欧州の財政規律は再び緩むのか」, みずほ総合研究所, 2015 年 12 月 24 日.
16. 吉川洋 (2019) 「大地震にも備え消費増税を、「実感なき景気後退」なら延期不要」, ブルンバーク, 2019 年 5 月 19 日.
17. Balassone, F., Franco, D. and Zotteri, S., (2007) “The reliability of EMU fiscal indicators: Risks and safeguards,” Banca d’Italia, Working Paper, No.633, June 2007.
18. Cashin, David and Unayama, T., (2016) “The Impact of a Permanent Income Shock on Consumption: Evidence from Japan’s 2014 VAT increase”, RIETI, Discussion Paper, 16-E-052.
19. Council of the European Union (2005) “Presidency Conclusions - Brussels, 22 and 23 March 2005, pp.1, 21-39.
20. Council of the European Union (1997) “Council Regulation (EC) No 1467/97 (7 July 1997)”
21. Gordo-Mora, L., and J. Nogueira-Martins (2007): “How Reliable are the Statistics for the Stability and Growth Pact?,” European Economy - Economic Papers 273, Directorate General Economic and Monetary Affairs, European Commission.
22. Zwijnenburg, Jorrit (2015), “Revisions of quarterly GDP in selected OECD countries,” OECD Statistics Brief - July 2015 - No. 22.

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。